

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 品 名 電動マイクロドリルシステム(割賦購入) 一式
- (2) 規格及び数量 仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和7年1月31日
- (4) 納 入 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付場所

仕様書等関係書類は、本学ホームページ「物品等見積競争情報」において公開するので、本競争に参加を希望する場合は、下記 URL よりダウンロードすること。

物品等見積競争情報：<http://zaimuhp2.sec.tsukuba.ac.jp/public/procurement3.php>

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 安達 真弓 電話番号 029-853-3515
- (3) 見積書提出期限 令和6年11月21日12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の注意事項

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載することとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて、医療機器の販売業の許可を得ている者であること。
- (2) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において契約金額を決定する。

7. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

・物品供給契約基準

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

以 上

令和6年11月14日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年11月21日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅急便で発送する場合には提出
期限までに必着のこと)
場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課契約管理係
電話番号: 029-853-3515
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された総合計金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-03/s-03.html
 - ・ 物品供給契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕様書

1. 調達物品名 電動マイクロドリルシステム（割賦購入） 一式
2. 規格および数量 詳細別紙のとおり
3. 納入期限 令和7年1月31日
4. 納入場所 筑波大学附属病院 けやき棟3階中央手術室
5. 支払い
 - (1) 代金は7回（72月・6年）に分割して毎年度支払うものとする。なお、代金の支払いは各年度1回とし、第1回目の支払いは、代金総額の $2/72$ 及び第2回目から第6回目の支払いは、代金総額のそれぞれ $12/72$ 並びに第7回目の支払いは、代金総額の $10/72$ をそれぞれ支払うものとする。
 - (2) 第1回目の支払いは、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
 - (3) 第2回目以降の支払いについては、毎年4月1日以降の支払いとし、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. その他
 - (1) 本院担当者の指示により供給する物品の搬入、据付、調整等を行うものとし、搬入等の際、本院の診療業務に支障を来さないよう十分に配慮すること。
 - (2) 本機器について、納品検収後、正常な使用状態において発生した障害については、無償にて修理または交換を供給者側が行うものとし、その保証期間を1年間とする。
 - (3) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。
 - (4) その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。

別紙

品名	規格	製造会社名	数量
電動マイクロドリルシステム	TPX / CORE2	ストライカー	1式

(構成内訳)

コア2 コンソール	5400-052-000		1
コア2 コンソール パワーコード	0996-851-011		1
コア2 フットスイッチ	5402-007-000		1
NSEカート イリゲーションポール付	6700-313-700		1
レムB滅菌ケース ミディアム	6400-277-000		1
TPX標準ケーブル	7400-004-000		2
TPXマイクロドリル	7400-015-000		1
マイクロドリルストレートアタッチメント2 ミディアム	5100-015-250		1
マイクロドリルアングルアタッチメント2 ミディアム	5100-015-252		1
TPSイリゲーションクリップ ミディアム マイクロドリルアタッチメント2用	5100-015-251		1

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示 電動マイクロドリルシステム（割賦購入） 一式
（内訳は別紙1のとおり）

代 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）
と供給者 （以下「乙」という。）との間において上記物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及に明記されたものとする。

第3条 物品は、筑波大学附属病院けやき棟3階中央手術室に納入するものとする。

第4条 物品の納入期限は、令和7年1月31日までとする。

第5条 納品書（給付完了の通知）は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。なお、甲は納品書の受領後、速やかに納品検査を行うものとする。

第6条 代金は、令和6年度から7回（6か年）に分割して毎年度支払うものとする。なお、代金の支払いは各年度1回とし、別紙2支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 第1回目の支払いは、検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

3 第2回目以降の支払いについては、毎年4月1日以降の支払いとし、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第8条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。

第11条 乙が物品を甲に引き渡した後も物品の所有権は、代金完済まで乙にあるものとし、代金

完済時に乙から甲に所有権を移転するものとする。乙が必要と認めるときは、甲は乙の指示に従い物品の所有権が乙にある旨の表示をするものとする。

第12条 納入検査終了後以降は、物品の危険負担は甲に帰属するものとし、物品の破損、滅失、盗難、紛失、被搾取その他によって生じる一切の損害については、たとえ不可抗力に因る場合といえども甲が負担するものとする。

第13条 この契約について、検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第14条 甲は、物品の質入、売却、贈与、貸与等乙の権利を侵害する行為をしないものとする。

2 甲は、乙の書面による承諾なく次の行為をしないものとする。

- ① 物品を他の不動産または動産に付着させること
- ② 物品の改造、加工等現状を変更すること
- ③ 物品の占有を移転し、または設置場所を移転すること

3 甲は、物品の保管又は使用によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第15条 乙は、甲が契約に違反した場合、この契約を解除することができる。この場合、乙が受領済みの分割払金は物品の使用料として収受し、甲に返還しないものとする。また、甲は乙に生じた損害を賠償するものとする。

第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

①

内 訳 書

品 名	製造会社	規格	数量	単価	金額
電動マイクロドリルシステム (割賦購入)	ストライカー	TPX / CORE2	一式		
内 訳					
コア2 コンソール	ストライカー	5400-052-000	1		
コア2 コンソール パワーコード		0996-851-011	1		
コア2 フットスイッチ		5402-007-000	1		
NSEカート イリゲーションポール付		6700-313-700	1		
レムB滅菌ケース ミディアム		6400-277-000	1		
TPX標準ケーブル		7400-004-000	2		
TPXマイクロドリル		7400-015-000	1		
マイクロドリルストレートアタッチメント2 ミディアム		5100-015-250	1		
マイクロドリルアングルアタッチメント2 ミディアム		5100-015-252	1		
TPSイリゲーションクリップ ミディアム マイクロドリルアタッチメント2用		5100-015-251	1		
値 引					
特別出精値引					
基 本 額 (物件代金額)					
金利、手数料等					
小 計					
消費税額及び 地方消費税額					
合 計					

支払内訳書

回数	支払年度	支払金額	本体価格	消費税額及び 地方消費税額	請求時期
1	令和6年度				納入後
2	令和7年度				R7.4.1以降
3	令和8年度				R8.4.1以降
4	令和9年度				R9.4.1以降
5	令和10年度				R10.4.1以降
6	令和11年度				R11.4.1以降
7	令和12年度				R12.4.1以降
合	計				

※第1回目の支払いは、代金総額の2/72及び第2回目から第6回目の支払いは、代金総額のそれぞれ12/72並びに第7回目の支払いは、代金総額の10/72をそれぞれ支払うものとする。